

さ情審査答申第198号
令和3年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成29年12月15日付けで貴職から受けた、「さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報 要綱等を含む 診察券の納品単価のわかるものを含む」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成29年10月18日付け保病経医第1296号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しと、要綱等の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によれば、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効。

要綱等を開示請求したが特定されておらず、精査の上で再決定し開示せよ。

診察券再発行の手数料について疑問に思っている。320円という手数料を取るのであれば、根拠が必要である。情報公開に関するコピーに関しても、決まりが定められている。行政情報一部開示決定で開示された行政情報では、システム1台いくらかで再発行手数料の金額のつじつまを合わせたよう

だが、その金額には全く根拠がなく、認められるものではない。

金額を定めるのであれば、文書で起案し、決裁し、分かりやすいところに掲示する必要がある。例えば診察券の裏面に再発行手数料を記載するのが丁寧な対応であろう。金額が決まっていなければトラブルの元になる。決まりがないのなら作成する必要があるのではないか。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のように説明している。

- 1 本件処分は、審査請求人からの、さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報（要綱等を含む、診察券の納品単価の分かるものを含む）の開示請求に対して、磁気カード（診察券）に係る物品交付修理要求書及び物品購入伺書並びに発行に必要となる医療総合情報システム及びエンボッサーに係る賃貸借契約書及び保守契約書を特定し、このうち、①物品購入伺書添付の見積書に記載されている個人の氏名、②契約伺添付の入札（見積）結果票及び予定価格のうち設計金額、予定価格、入札（見積）書比較価格、予定比較価格、執行予定額、③契約伺添付の委任状のうち代理人氏名、④契約伺添付の名刺のうち防犯設備士番号及びメールアドレスを不開示として、一部開示決定したものである。

診察券は、外来受診時の再来受付や会計時に必要となるものであり、初めて市立病院を受診する際に無償で作成している。受診は長い期間に及ぶ場合もあり、その中で、磁気不良や破損を起こすことがあり、その場合は、破損等した現物との引き換えにより、無償で再発行を行っている。しかし、なかには紛失を理由とした再発行の申し出があり、この場合には、過失も考えられるため、実費を請求した上で再発行を行っている。

本件において、審査請求人は、行政情報開示請求書の開示請求にかかる行政情報の名称又は内容の欄に「診察券の再発行の実費に係る行政情報」と記載し、さらに、「要綱等を含む、診察券の納品単価の分かるものを含む」と加筆している。本件請求に対し処分庁は、診察券の再発行の実費に係る、存在するすべての行政情報として、磁気カード（診察券）に係る物品交付修理要求書及び物品購入伺書及び発行に必要となる医療総合情報システム及びエンボッサーに係る賃貸借契約書及び保守契約書を特定した。

そして、条例第7条第2号及び同条第5号に該当する部分を不開示としたうえで、一部開示決定したものである。

- 2 審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵があることを理由に、再決定し要綱等を開示せよと主張しているが、前述のとおり、審査請求人が示した請求の

範囲内において、係る行政情報を特定しており、文書特定において瑕疵はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年10月4日に開示請求を行った「さいたま市立病院の診察券の再発行の実費に係る行政情報 要綱等を含む 診察券の納品単価のわかるものを含む」である。

実施機関は、本件開示請求に対して、診察券の再発行の実費に係る存在するすべての行政情報として、物品の購入に関する文書と、発行に必要な情報を管理しているシステム及び診察券を実際に発行する機器の賃貸借及び保守に係る文書を特定し、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報及び同条第5号に該当する契約に係る事項を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、診察券の再発行手数料を320円とする根拠として要綱等の開示を求めたが特定されなかったことを理由に本件審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

審査請求人は、誤った文書特定の瑕疵により本件処分は無効、要綱等を開示請求したが特定されていないと主張している。一方、実施機関は、本件開示請求に対して、請求書に書かれた範囲内において、係る行政情報を特定していると主張している。

そこで、当審査会で調査したところ、実施機関は、要綱を作成していないため保有していないということが確認された。そうすると、診察券の再発行の実費に係るすべての行政情報を特定したという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、他に文書の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関の行った処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成29年12月15日	諮問の受理（諮問第490号）
②	令和2年10月15日	審議
③	令和3年2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)